

## 田村市公告第395号

田村の美桜88景デジタルスタンプラリー構築・運用業務委託について、公募型プロポーザルにより事業者を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募するので公告します。

令和7年12月5日

田村市長 白石 高司

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

田村の美桜88景デジタルスタンプラリー構築・運用業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「田村の美桜88景デジタルスタンプラリー構築・運用業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約期間は年度を跨いで設定するものの、契約書については以下のとおり、各年度に分けて締結するものとする。

①契約締結日から令和8年3月31日まで（令和7年度分）

②令和8年4月1日から令和8年6月30日まで（令和8年度分）

#### (4) 契約上限額

4,898,520円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、委託額の年度別の上限額については以下のとおりとする。

①契約締結日から令和8年3月31日まで（令和7年度分）：2,999,920円（消費税込）

②令和8年4月1日から令和8年6月30日まで（令和8年度分）：1,898,600円（消費税込）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなつた場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (4) 田村市税を滞納している者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者ではないこと。
- (7) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

### 3 実施要領等の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。  
なお、観光交流課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

### 4 質問書の提出

#### (1) 提出期限

令和7年12月12日（金）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

その際、電子メールの件名の先頭に【田村の美桜88景デジタルスタンプラリー構築・運用業務】と記載すること。

なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

#### (3) 提出先

田村市産業部観光交流課

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

#### (4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

### 5 参加表明書等の提出

#### (1) 提出期限

令和7年12月22日（月）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畠添76番地2

(4) 提出書類（提出部数：各1部）

- (ア) 参加表明書（様式2）
- (イ) 参加資格要件確認書（様式3）
- (ウ) 企業実績調書（様式4）
- (エ) 市税（法人市民税・固定資産税）の納税証明書の写し  
※市税は、田村市から課税されていなければ添付不要
- (オ) 直近2年分の決算関係書類（貸借対象表及び損益計算書）

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年1月6日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畠添76番地2

(4) 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式5） 1部
- (イ) 企画書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと。）
- (ウ) 見積書（任意様式） 10部（(イ)と同様）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(5) 企画書の内容

企画書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、目的や業務内容を踏まえた提案を記載すること。

No.	項目	内容
1	企画構成	<ul style="list-style-type: none"><li>・田村の美桜 88 景の魅力を十分に引き出す企画</li><li>・来訪意欲・消費意欲を喚起する仕組み</li></ul>
2	システム整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に明瞭な案内システム</li><li>・運用中の表示等の改善にかかる柔軟性</li></ul>

3	実施体制・スケジュール	・充実した業務実施体制 ・事業実施に向け適切なスケジュール管理
4	広報・情報発信	・広報・情報発信の方法と効果 ・参加意欲を喚起するイベント名称の考案 ※複数提案可 例：「田村の美桜 88 景〇〇〇」●〇〇〇の部分を考案 ・全 88 か所を周遊した参加者の表彰・PR 方法の考案
5	実績・地元貢献	・SNS を活用した事業企画・運営等の実績 ・市の他事業への参画実績
6	事業費	・提案内容に対し適切な費用、積算内訳

(6) 企画書作成に係る留意事項

- (ア) 記載するフォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。
- (イ) A4 版、20 ページ以内（片面印刷とする）で作成すること。

(7) その他

- (ア) 企画は 1 社 1 提案とすること。
- (イ) 電送、CD-ROM 等、電子媒体による提出は受け付けない。
- (ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。
- (エ) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

7 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

- (ア) 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容をもとに、田村の美桜 88 景デジタルスタンプラリー構築・運用業務委託審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。
- (イ) プrezentation は 1 社 30 分以内（提案の説明 20 分、質疑応答 10 分）とする。  
※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。  
プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。
- (ウ) 審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託候補者とする。なお、同点が 2 社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

- (ア) 実施日時 令和 8 年 1 月中旬
- (イ) 会 場 田村市役所

※詳細は企画提案書等提出事業者に対し通知する。

### (3) 審査基準

審査における評価項目、評価事項、配点は、下記のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
① 企画構成	・田村の美桜 88 景の魅力を十分に引き出しているか。 ・桜の訪問者の来訪意欲・消費意欲を喚起し、目標参加者数 500 名の達成に向け説得力のある内容となっているか。	10 点
② システム整備	・桜の訪問者へわかりやすい案内システムになっているか。 ・運用中であってもシステムの表示内容等を柔軟に改善できるか。	10 点
③ 実施体制・スケジュール	・充実した業務実施体制か。 ・事業実施に向け適切なスケジュール管理となっているか。	10 点
④ 広報・情報発信	・媒体や部数等、十分な効果が期待できる内容となっているか。 ・参加意欲を喚起するイベント名称を考案しているか。 ・全 88 か所を周遊した参加者に対する表彰について、次年度の PR に繋がる内容を考案しているか。	10 点
⑤ 実績・地元貢献	・SNS を活用した事業企画・運営等の実績があるか。 ※企業実績調書（様式 4）により 1 件あたり 1 点で評価を行う。（最大 3 件） ・市の他事業等に参画するなど、地元貢献があるか。 ※企業実績調書（様式 4）により 1 件あたり 1 点で評価を行う。（最大 2 件）	5 点
⑥ 事業費	5×最も安価な事業者の見積額/当該事業者の見積額 ※小数点以下第 1 位を四捨五入	5 点

### (4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により順位を決定する。

### (5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者等が基準点（全委員の合計得点の平均が 30 点以上）を満たさなかった場合及び最高得点者等が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

### (6) 審査結果の通知

審査結果は電子メールで通知するとともに、市ホームページに公表する。

## 9 その他

### (1) 契約

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収し契約を行う。

(2) 費用負担

企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) その他

受託候補者決定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書等に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

10 問合せ

田村市産業部観光交流課 担当：原竹

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畠添76番地2

連絡先 TEL : 0247-81-2136 電子メール : kanko@city.tamura.lg.jp

11 日程

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和7年12月5日（金）
質問書の提出期限	令和7年12月12日（金）
参加表明書等の提出期限	令和7年12月22日（月）
企画提案書等の提出期限	令和8年1月6日（火）
プレゼンテーション審査会	令和8年1月中旬
審査結果通知	令和8年1月下旬